

# インフルエンザ用

保護者様

志摩市教育委員会

## インフルエンザによる出席停止と届出書の提出について

インフルエンザにかかった場合は、本人の健康回復と他への感染防止のため、必ず医師の指示に従い休養してください。この期間については、出席停止となります。

なお、従来は医師の証明をお願いしておりましたが、今後は登校できるようになりましたら保護者の方が下記の用紙を記入し学校へ提出してください。

### インフルエンザの出席停止期間及び登校可能日について

発症した日を0日とし5日を経過し、かつ解熱した日を0日とし2日を経過するまで。そのため、最短でも5日間は登校できません。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	
発症（発熱当日）	発熱期間	解熱してもまだ登校できません								
								登校可能		

きりとり

### 学校感染症（インフルエンザ）届出書

学校長様

年 組 氏名

【医師の指示による療養期間】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで

【受診した医療機関名】 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

保護者名